

## 鯨友の会 会則

### 第一条 名称等

本会の名称は、くじらとも かい 鯨友の会と称します。

本会は東京都中央区豊海町4番5号所在の一般財団法人日本鯨類研究所(以下「日鯨研」とする。)が運営します。

### 第二条 目的

本会は、鯨類資源の適切な管理と持続的利用を推進する日鯨研の活動に賛同し、併せて、我が国の伝統文化の一つとしての鯨食文化を維持し、継承するため、調査副産物としての鯨肉の消費に貢献すること並びに会員相互の親睦を図ることを目的とします。

### 第三条 年会費

1口 5,000円 (1口以上)

### 第四条 入会

必要事項を記入した専用の申込用紙を当研究所が受理し、年会費の入金を確認した時点とします。

### 第五条 会員資格

当会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とします。年会費を支払った方は、会員口数に応じた特典及び資料を受け取ることができます。

### 第六条 特典

年会費をお払い込みの会員に限り、年会費1口につきご希望の調査副産物の製品1品をお選び頂いた月にお届けします。

### 第七条 会員の個人情報の利用等

入会お申し込みの際に戴いた「氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス等」の個人情報は、資料及び特典の発送のみに使用致します。

### 第八条 退会等

- 1 会員の申し出により、本会を退会することができます。メール、ファックス、郵送による申し出を頂き、事務局より受理した旨の通知を行った時点で退会となります。

なお、退会時まで、特典を履行していない会員については、年会費を現金でご指定の口座宛返金致します。送金手数料は当研究所が負担します。

- 2 当研究所は、会員が以下各号のいずれか1つに該当する場合は、会員資格を取り消します。

- 1) 入会申込書に虚偽の記載があった時
- 2) 当研究所又は第三者を誹謗中傷し、又はプライバシーを侵害したまたは侵害するおそれのある行為をした時

上記1)又は2)の事由で会員資格を取り消された場合、特典を履行していない会員については、年会費を現金でご指定の口座あて送金手数料を差引いて返金します。

### 第九条 友の会に関する問合せ窓口

一般財団法人日本鯨類研究所 総務部総務課 鯨友の会担当